

HACCP 講習会について

2016年10月18日

日本宅配水 & サーバー協会
製品水委員会座長 関小田 弘

すでに行政から2020年を目途に食品工場のHACCP義務化が発表されており、中小零細企業の食品工場でも例外ではありません。

当協会では会員様の宅配水工場のHACCP導入のために、HACCP講習会を開催し、HACCP12手順7原則の基礎的な知識の習得を進めております。

講習会はA、B、C講習の計3回を1クルーとして行い、第1回目クルーのC講習は課題に対してのグループワークを中心に行い、10月8日東京、10月15日大阪で開催し11社24名が受講されました。

早速、受講者の中から厚生労働省が推奨する「HACCPを用いた衛生管理についての自主点検票及び確認票について」を用いた「HACCPチャレンジ」の登録申請をされるとの声を頂き、また1社で複数名の参加を頂いて社内のHACCPの基礎習得を目指すなど、会員様内でのHACCP義務化に向けての意識の高まりを感じております。

製品水委員会では第2回目クルーの準備を始めており11月A講習、12月B講習、来年2月C講習の受講募集を近日行います。第1回目クルー受講者のうち復習希望者も含め、まだ受講されていない会員様の参加を是非ともお願い致します。

HACCP 講習会風景（東京会場）



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association